平成２１年（フ）第２６７号
山口県防府市大字下右田125番地の１　センチュリー右田302
破産者　浦　　一夫
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３号
大分県宇佐市大字下高1527番地
破産者　中野　末夫
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第５４号
大分県宇佐市大字下高1527番地
破産者　下山キヨコ
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第４４号
鹿児島県姶良市加治木町本町317番地７　中須アパート３―203、申立時の住所鹿児島県姶良郡加治木町木田317番地７　中須アパート３―203
破産者　山﨑　文雄
１　決定年月日　平成22年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２０年（フ）第３８７９号
札幌市白石区栄通15丁目10番19号　シティコート15―102号
破産者　神　　秀一
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６６０号
宮城県多賀城市山王字山王二区54番地の４
破産者　浦山　恵介
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２３号
宮城県宮城郡利府町しらかし台１丁目８番地３　利府宿舎１棟502号、申立時の住所仙台市泉区七北田字八乙女１番地の１　リーベスト八乙女108
破産者　遠藤　正己
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９８号
仙台市太白区東郡山１丁目１番13号　永楽交通社員寮203
破産者　吉川　恒雄
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９５号
仙台市青葉区国見４丁目５番９号
破産者　庄子　文隆
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４６１号
仙台市若林区舟丁28番地　カーザ・ビアンカ203
破産者　藤代キミ子
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７６２号
仙台市若林区荒井字押口128番地　ＤＩＯ―ＨＯＲＩ―１―403
破産者　佐藤　　習
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２３号
秋田県由利本荘市二番堰18番地１
破産者　逸見　彰彦
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第２５号
秋田県由利本荘市瓦谷地20番地４
破産者　佐藤　　桂
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第６５号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林567番地１
破産者　石橋　弘基
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第６６号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林567番地１
破産者　石橋　佳子
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第９２号
栃木県小山市犬塚３丁目19番地14
破産者　高橋　純子
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１００号
栃木県栃木市国府町122番地10
破産者　新井久美子
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２３７８号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼２丁目18番32号マームヒルズ湘南102号　高橋幸二方、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市菱沼２丁目14番54号
破産者　梅澤　輝泰
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９００号
三重県伊勢市小俣町元町373番地２、開始決定時の住所愛知県愛知郡長久手町五合池1122番地
破産者　松本　春男
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部